



株式会社やまびこ
トータルらいふさぽーと

司法書士法人
やまびこ

行政書士法人
やまびこ



やまびこ グループ 会社案内

YAMABIKO GROUP

「やまびこ」に込めた思い

「やまびこ」の名称は、父の従兄弟の伯父さんが茨城県で経営していた料亭の名前に由来しています。

伯父さんは、四国中央の山間部出身で「やまびこ」を体感しながら育ったのだと思います。

伯父さんの料亭のように繰り返しお客様が訪れる場所を目指したい。

そんな気持ちで名称を決定しました。



「思い」を
つなぐために
知っておいて
いただきたい…

本当にあった！
相続リアル
漫画収録！！

私たちに
お任せください！



やまびこグループ

株式会社 やまびこトータルらいふさぽーと
司法書士法人 やまびこ
行政書士法人 やまびこ

ご相談受付専用

TEL (0896)72-7617

公式HP: <http://www.office-shindo.net>

相続専門HP: <https://www.souzoku-shikokuchuo.com/>

公式HP



相続専門HP



司法書士法人
やまびこ
公式LINE



四国中央オフィス

〒799-0113 愛媛県四国中央市妻鳥町1206-1
TEL(0896)58-1246 FAX(0896)72-6181

やまびこが目指す 「トータルらいふさぽーと」

問題点や課題点に対して現状を把握し
いくつかのポイントにまとめて整理してさしあげ、
必要に応じて各種専門家チームで相談者の方を親身にサポートいたします。



お客様の課題解決



≡ よりよい人生をつくるパートナーに ≡

法律に真心こめて

法律というのは冷たいもので、だれが使っても
時には武器にもなるし時には非情なものとなります。
その法律に「真心」というものを込めて対応することで、
より人の役に立ちたいと思っております。
また、自分達が居なくても社会はまわっておりますが、
自分達を利用して頂くことで
より社会が潤滑していける潤滑油となることを
経営理念として掲げております。

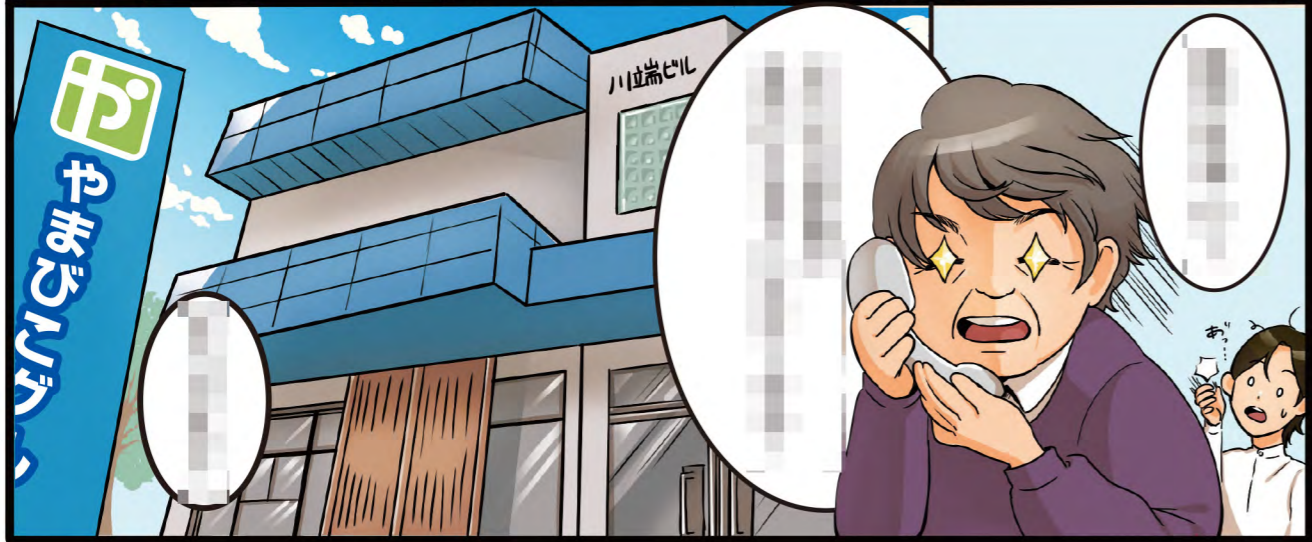
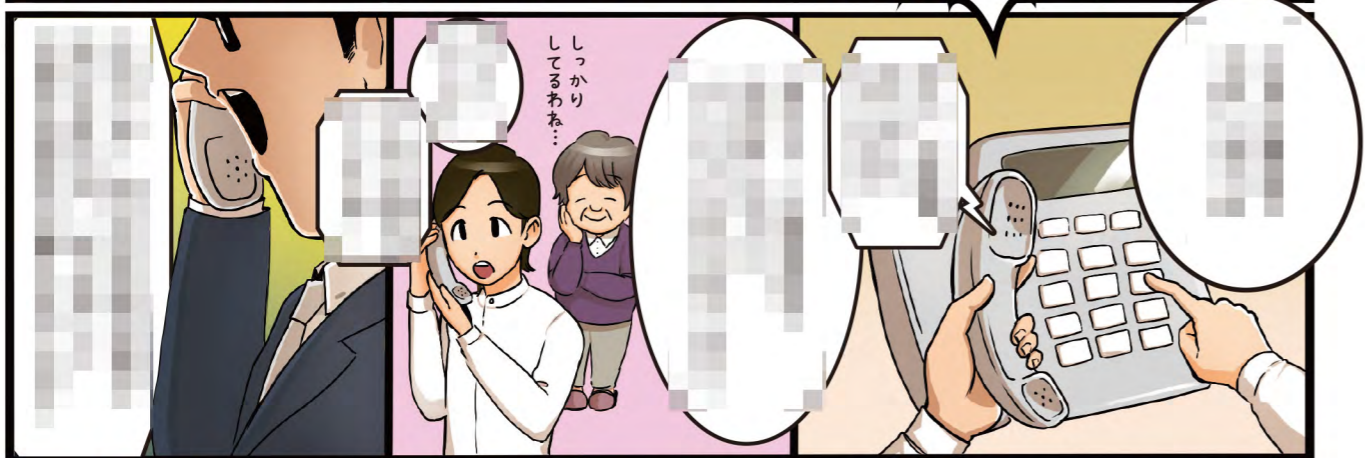
私たちにおまかせください

当事務所では、何から何をどうしなければならないか、
相続に関する悩みを相談してよかったと思われるように、
親身になってサポートいたします。

まずは、地域のみなさまが気軽に相談できる場所の提供
こそ、当事務所の使命だと思っています。

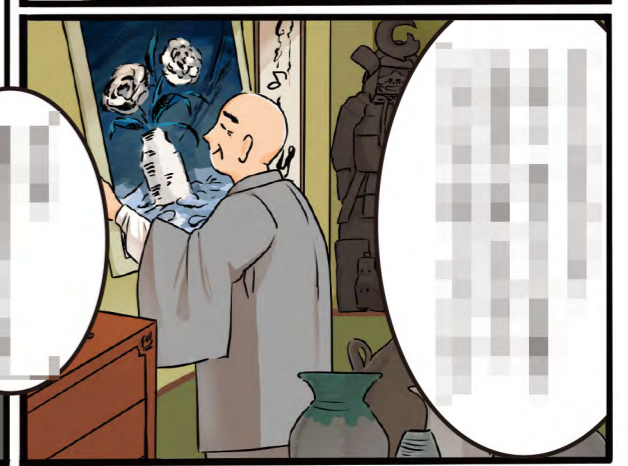
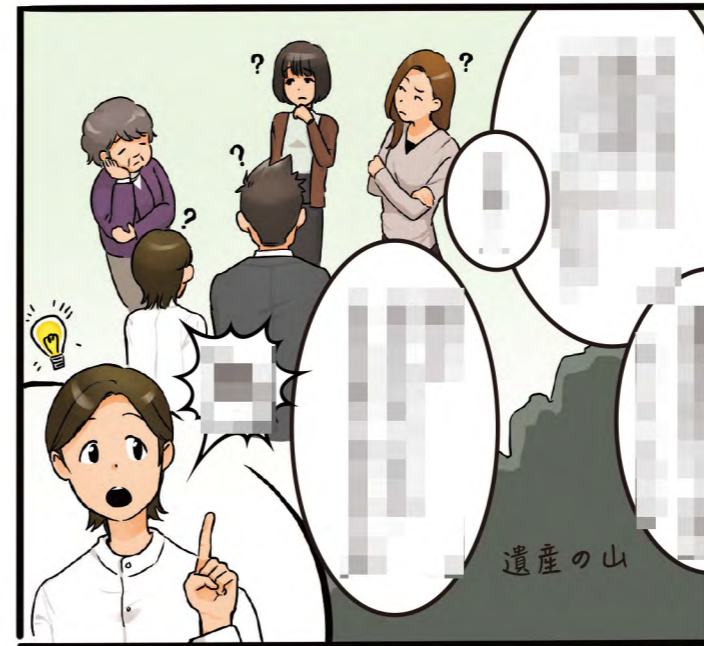
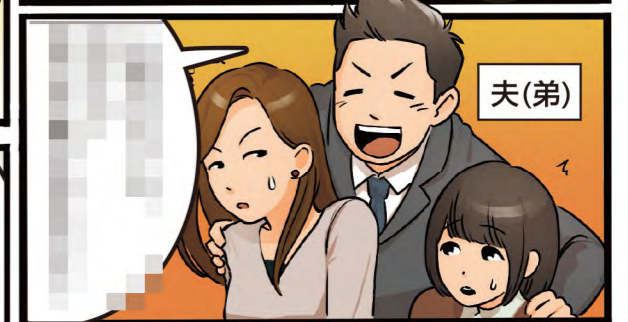
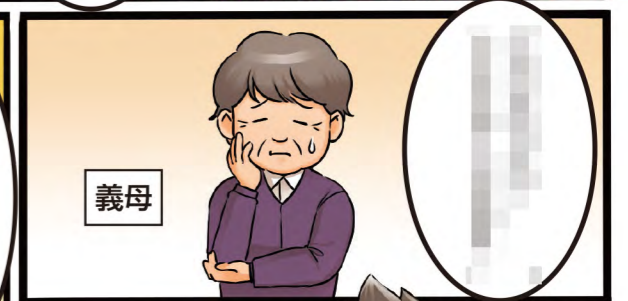
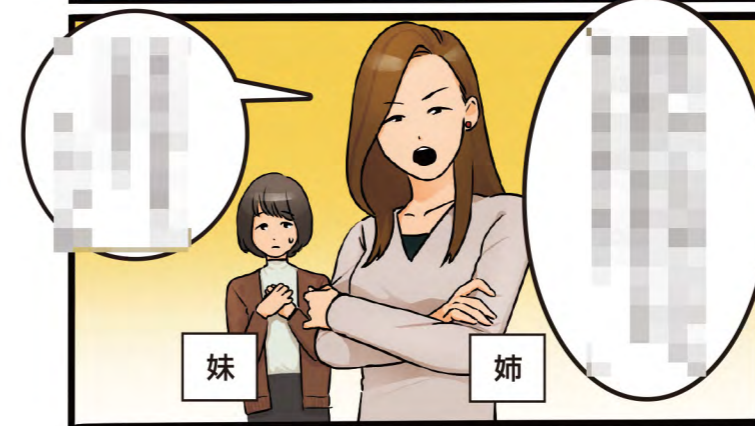
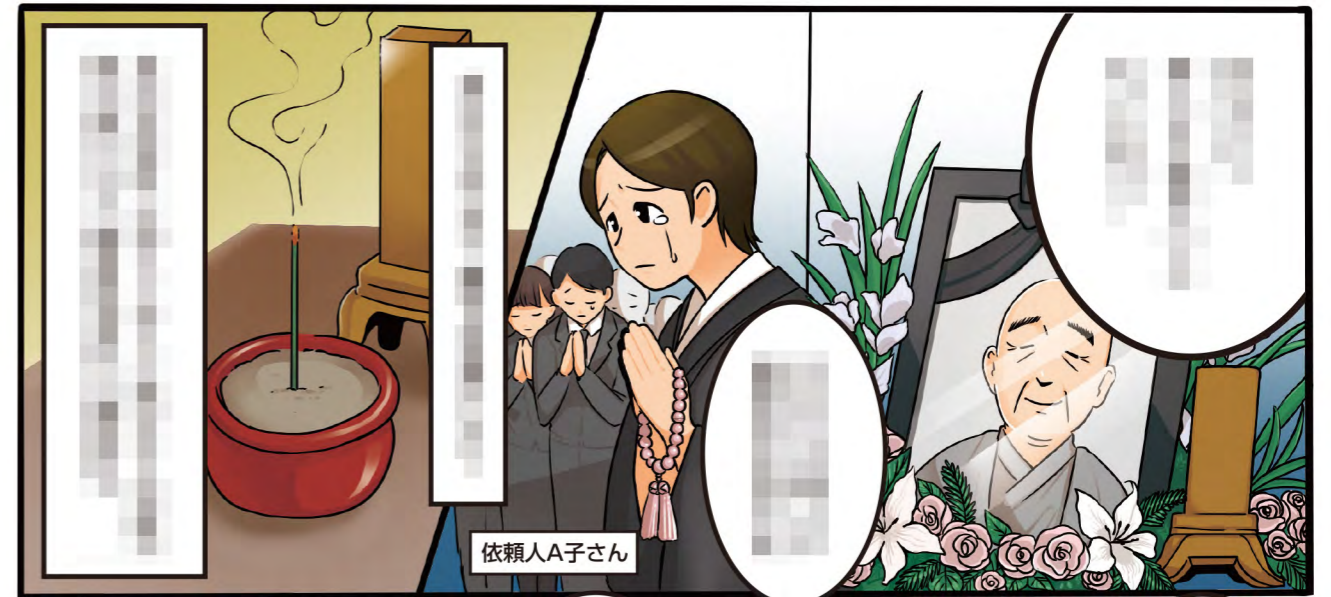
相続や贈与などの法律に関するお悩みは、当事務所まで
お気軽にご相談ください。





本当にあった! 相続リアル漫画 01

相続手続き丸ごとおまかせ! 編





やまびこの

相続手続き丸ごとサポート (遺産整理業務)

遺産整理業務とは、司法書士が遺産管理人(遺産整理業務受任者)として相続人様の窓口となり、これらの煩雑な手続きを全て一括でお引き受けするサービスです。相続人調査(戸籍収集)や遺産分割協議書の作成、預金口座や不動産の名義変更など、あらゆる相続手続きをまとめて代行いたします。

遺産整理業務の流れと当事務所のサービス内容

1 相続人の調査・確定

面倒な戸籍の収集をすべて代行

法律上、誰が相続人になるのか調査・確定します。相続人を確定するために、当事務所にて被相続人(故人)の出生から死亡までの連続した戸籍を取得し、相続関係説明図(家系図)を作成いたします。

2 相続財産の調査・財産目録の作成

預金調査から財産目録の作成までお任せ

相続財産として何がどれだけあるのか確認します。現金や預貯金、不動産、有価証券など、相続財産の具体的な金額を調べます。

3 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

最適な相続方法を専門家がアドバイス

必要に応じて司法書士が公平な第三者の立場で遺産分割のアドバイスを行います。法律的にも感情的にも円満な遺産分割を行い、争いに発展した時に必要となる弁護士位費用を節約すると同時に、相続人同士の関係悪化を防ぎます。その後話し合いがまとまれば、当事務所にて遺産分割協議書の作成を行います。

4 預貯金の名義変更・払い戻し

金融機関での手続きはすべてお任せ

面倒な金融機関での預貯金の手続きも当事務所にて代行いたします。

5 不動産の名義変更

書類の作成から申請の手続きまでお任せ

不動産の名義を被相続人の名義から相続人の名義に変更(相続登記)します。

6 証券・その他資産の名義変更

証券会社等とのやり取りも代行

株式や社債などの証券、その他資産の名義を、被相続人の名義から相続人の名義に変更します。※対象財産:株式、投資信託、国債、社債、保険、電話加入権、相続財産管理口座開設、ゴルフ会員権(未上場株は除きます)

7 相続財産の活用についてのサポート

信頼できる不動産会社をご紹介

相続した不動産を売却・処分される場合は、信頼できる不動産会社をご紹介します。また、不動産会社を紹介するだけでなく、その契約内容についても法律の専門家としてアドバイスいたします。

8 相続税の申告

相続税に強い提携税理士をご紹介

税理士はそれぞれに得意分野があるため、相続税の申告が必要な場合は当事務所にて相続に強い税理士をご紹介します。また、税理士を紹介するだけでなく、紹介後も引き続きサポートいたします。

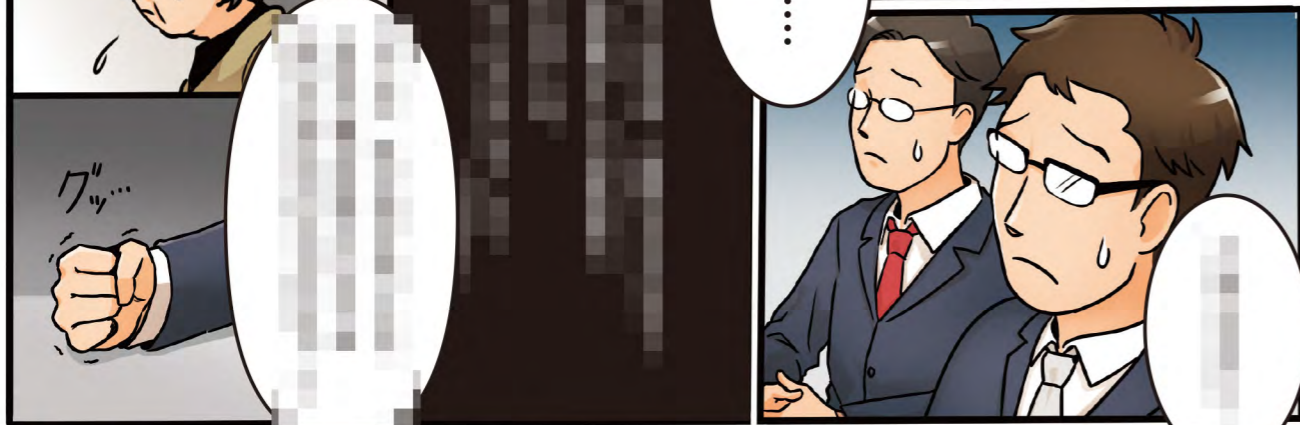
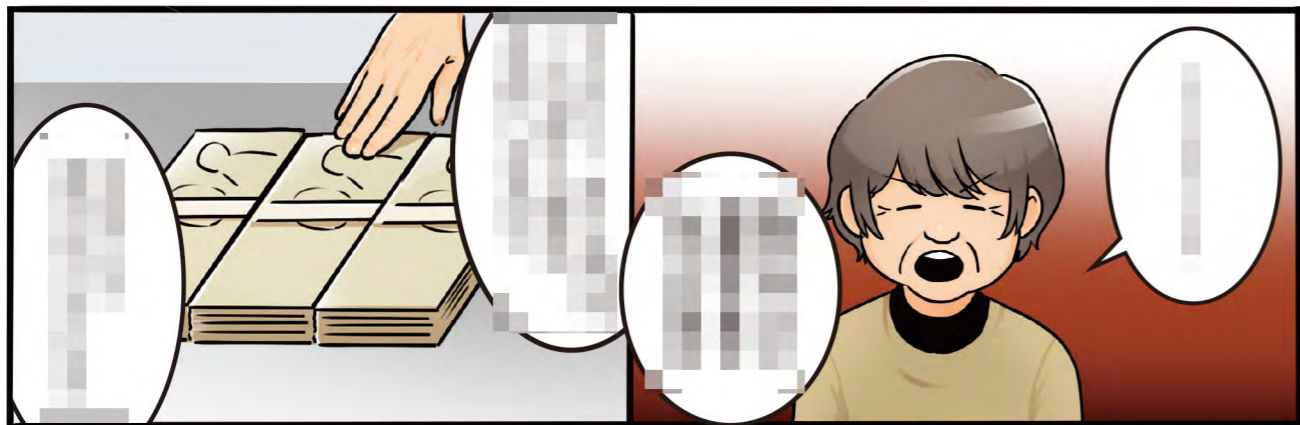
書類作りだけでなく、煩雑な各種手続き、さらには遺産整理後のお悩みごとまでトータルにサポートするのがやまびこの「相続手続き丸ごとサポート」です。

料金 25万円～ 初回60分相談 **無料!**

こんなことまでやってくれるのね。



相続に関する手続きを「やまびこ」が丸ごとサポートします!

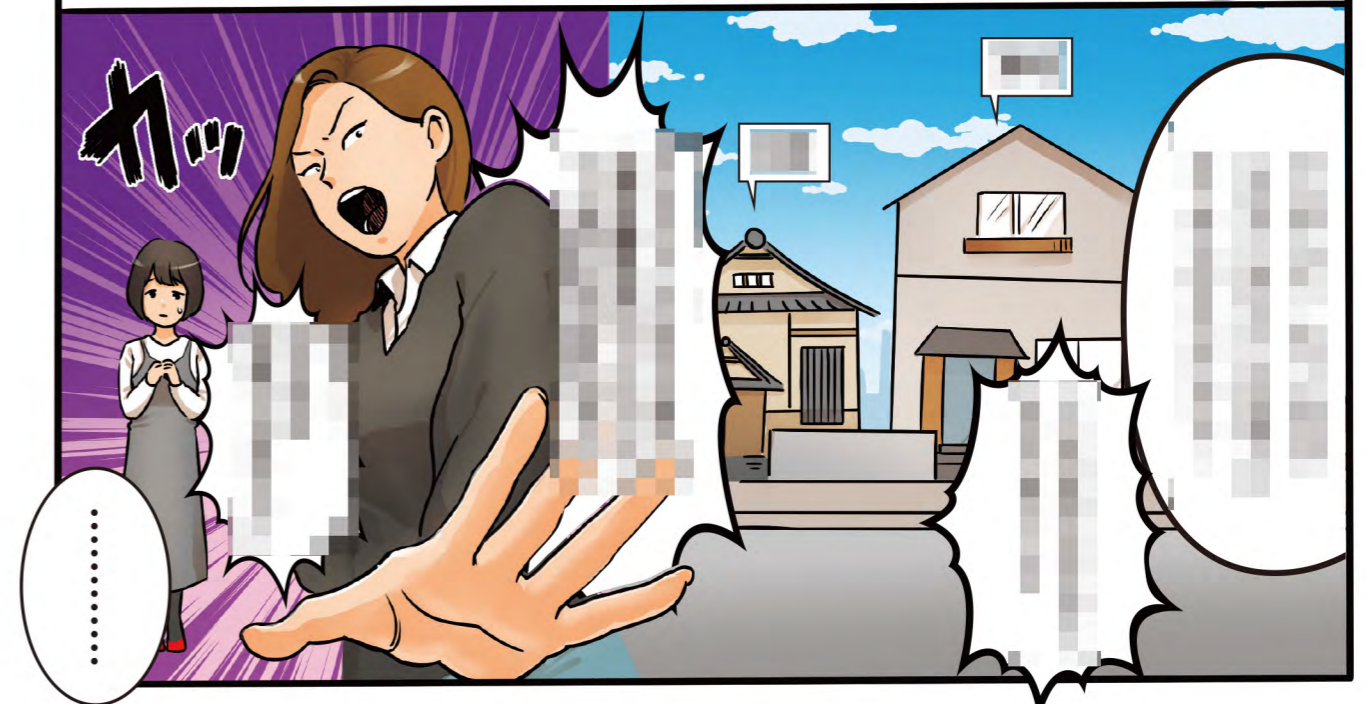
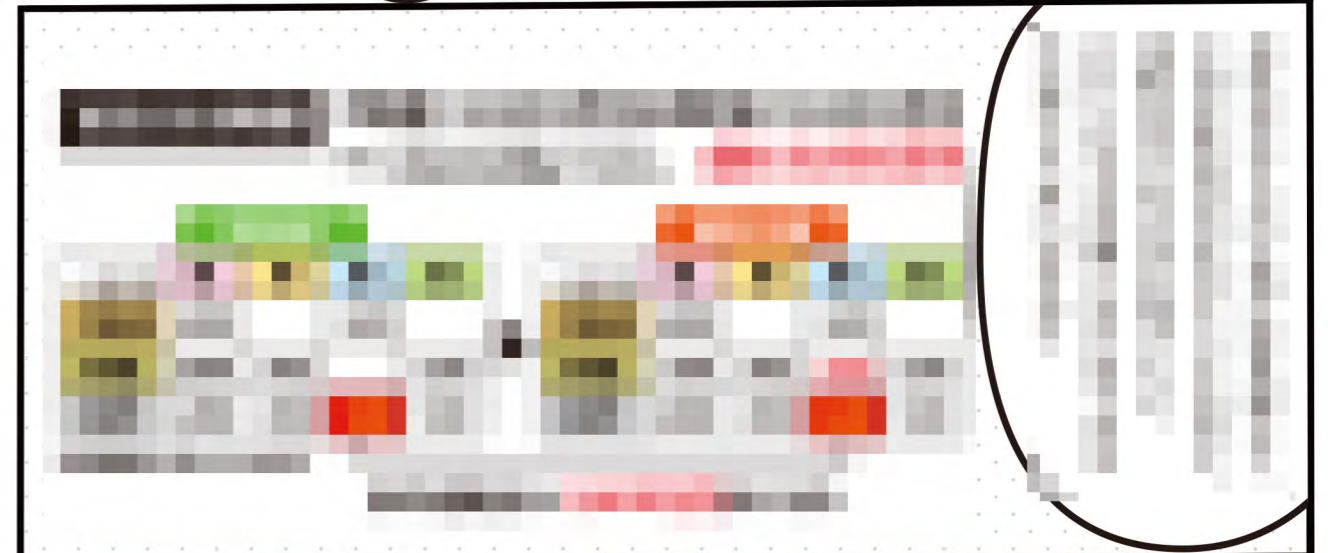


やまびこの
想い

悪者を作るわけではないですが、この登場人物の中で誰が悪いのか? 皆様誰だと思いますか??
私は、「亡くなったお父様」だと思います。悪いというのは、極端ですが「準備不足」だった。
誰に、何を、どのようにして渡したいのか。想いはカタチにしておかないと家族をバラバラにしてしまいかねません。
こういった「争う続(相続)」を滅亡させるために私達はこれからも邁進してまいります。

本当にあった! 相続リアル漫画 02

もしもの時のための
事前準備! 編



※法定相続分…相続人が複数いる場合に、法定相続によってそれぞれの相続人に相続されることになる相続財産の割合をいいます(民法887条、889条、890条)



やまびこの

任意後見サポート

任意後見制度とは、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と、後見する「任意後見人」を、公正証書で決めておく制度です。

こんな方におすすめです！

- 一人暮らしで、自分に何かあった時が心配
- ご自身の葬儀やさまざまな手続きがちゃんとできるか不安
- 身近に頼れる家族がいないので不安
- 何かあった時、家族に迷惑をかけたくない
- ご自身の預金や不動産の管理が負担になってきた

◎もしもの時の備えがなかったら…

病院や施設には入れない!?

病院や介護施設などに入る際に求められる「身元保証」を頼めるご家族がみつからず、手続きがスムーズに進まない恐れがあります。

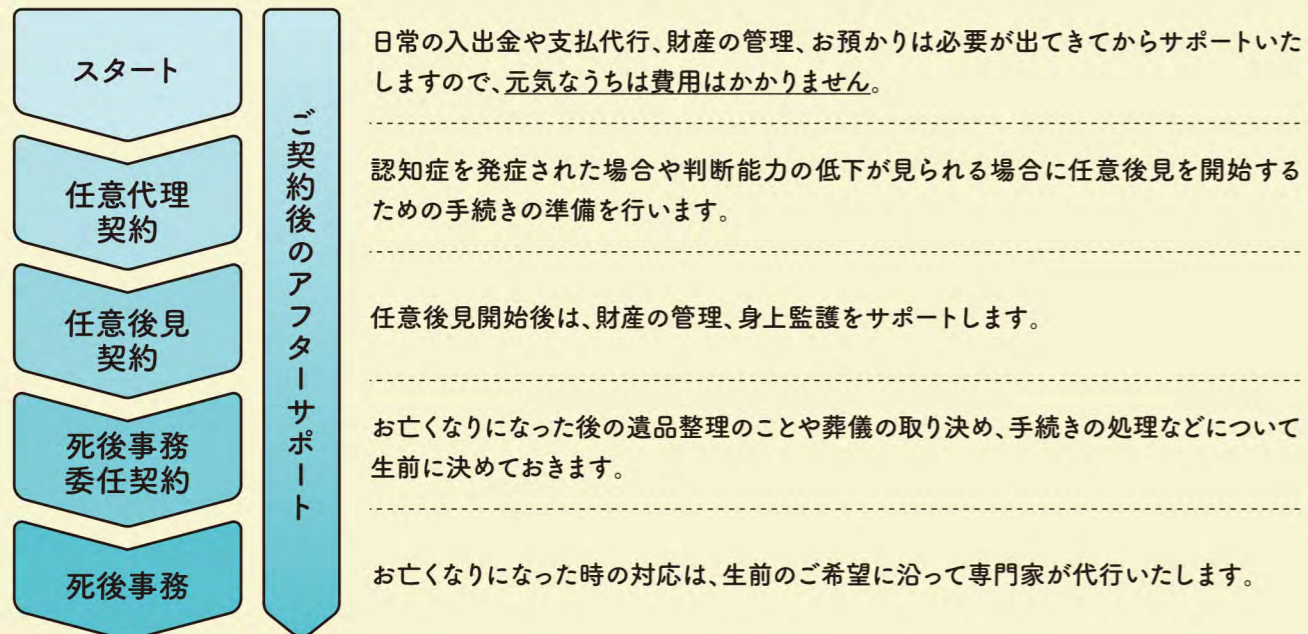
ご家族に大きな負担が…

身元保証や介護、また相続手続きについて「道筋」がつかないと、ご家族に金銭的にも精神的にも大きな負担となってしまいます。

「思い」が実現できない…

もしもの時の住まい、財産管理、医療介護やお亡くなりになった後のご葬儀やお片付けを「他人が決める」ことになってしまいます。

任意後見サポートの内容

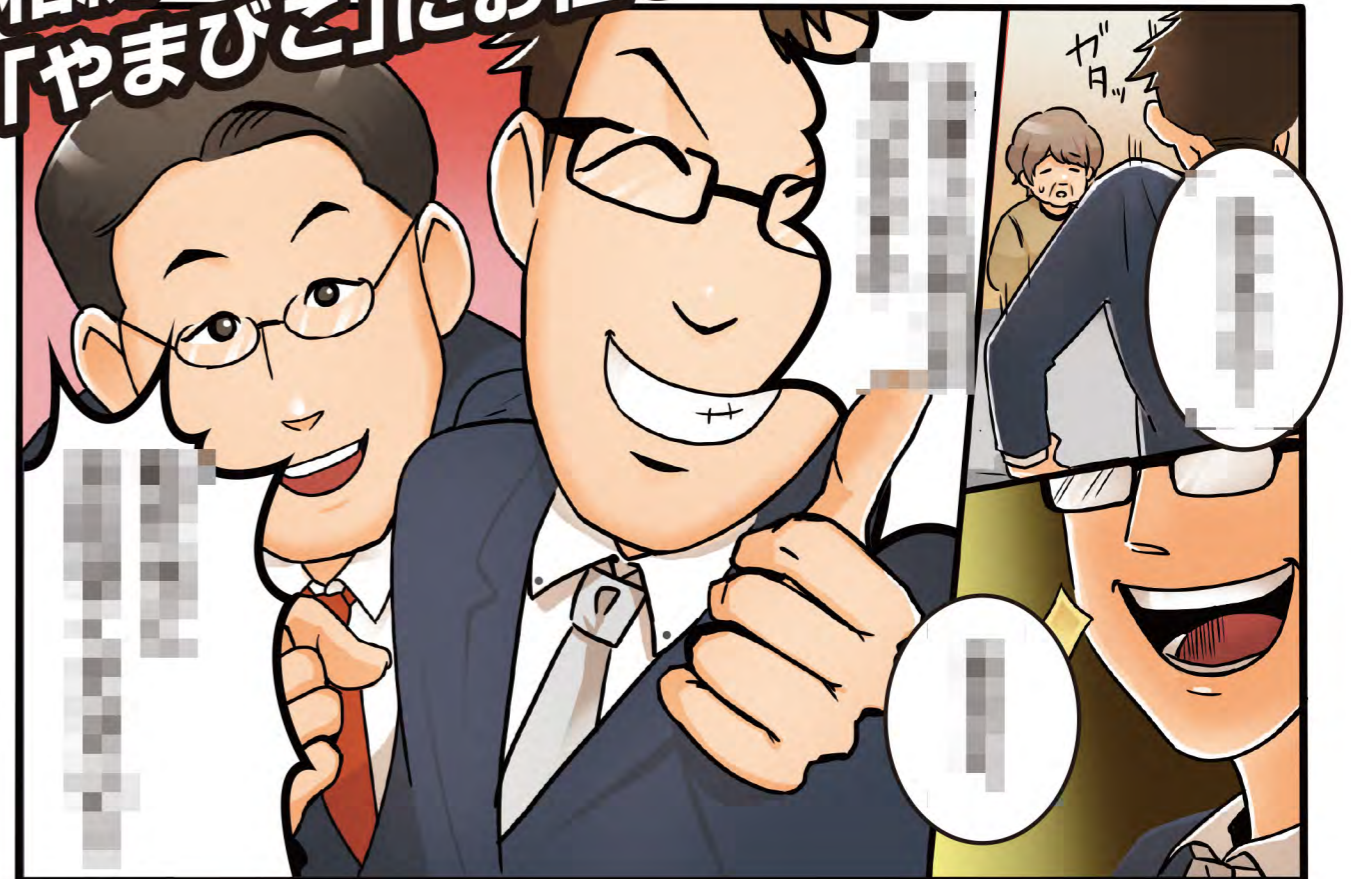


上記の例だけでなく、「見守り契約」「任意代理契約」「任意後見契約」「死後事務委任契約」等を組み合わせることで、より本人の希望に沿ったものが提案できる場合もあります。

料金 10万円～ 初回60分相談 **無料!**



相続のことなら「やまびこ」にお任せを!



今後のお母さんの行動

1 揉めない遺言を作成検討

自分が想うように遺言を残すのではなく、なるべく揉めないためにはどのようなカタチで想いを残すべきか。専門家と一緒に考えていくことをおすすめしております。

2 実家が将来、空家にならないように、元気なうちから家族に処分・運用方法を信じて託す「家族信託」契約を検討

自分自身が認知症を患ってしまったらして介護施設等に入所してしまった後、自宅が空き家になってしまい処分管理が出来なくなってしまうリスクがあります。そうならないように、実家信託を考慮することをおすすめします。

3 自分自身の財産管理が出来なくなったときのために、財産管理・任意後見契約などの認知症対策を検討

認知症等により自身で管理ができなくなった後だと預金口座等は凍結されてしまうリスクがあり、認知症発症後だと法定後見人をつけないといけなくなるリスクもあります。そうならないように、元気なうちに自分が任せたい家族との間で、財産管理・任意後見契約や家族信託契約締結を考慮することをおすすめします。

4 万が一、亡くなってしまった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等を誰に任せるかを検討

死後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等に関する代理権を付与して、死後事務を委任する契約を締結を考慮することをおすすめします。

- ① 医療費の支払いに関する事務
- ② 家賃・地代・管理費等の支払いと敷金・保証金等の支払いに関する事務
- ③ 老人ホーム等の施設利用料の支払いと入居一時金等の受領に関する事務
- ④ 通夜、告別式、火葬、納骨、埋葬に関する事務
- ⑤ 永代供養に関する事務
- ⑥ 相続財産管理人の選任申立手続に関する事務
- ⑦ 賃借建物明渡しに関する事務
- ⑧ 行政官庁等への諸届け事務

相続に関する生前のご準備も「やまびこ」が丸ごとサポートします!